

外来生物法における交雑種の規制についての課題

1. 背景

特定外来生物とそれ以外の種（外来生物法での規制の対象とならない種）の交雑種及びその子孫の扱いについては、外来生物法に明確な規定がない。

特定外来生物とそれ以外の種の交雑種等も、特定外来生物と同様の侵略性を有する場合には、輸入・飼養等、野外への放逐を規制し、防除を行う必要がある。特に、野外で在来種と交雑した場合には、既に生態系への被害が発生している状態であり、被害の拡大を防止するため、こうした交雑個体の防除も一体的に進める必要がある。

2. 特定外来生物等に係る交雑種の事例

雑種のおそれがある個体の飼養等について輸入・飼養等の相談等...状況に応じ、特定外来生物に準じた取扱いを指導

和歌山県におけるタイワンザルとニホンザルの交雑個体の防除...鳥獣保護法の有害鳥獣捕獲の許可により防除

3. 課題

外来生物法第2条では、「外来生物」について「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することになる生物」と定義されており、特に、特定外来生物等と在来種の交雑種については、本来の生息地又は生育地を規定することができないため、外来生物法における「外来生物」にあたらないとの指摘もある。

法律上明確な取扱いの規定がないため、侵略性を有する場合であっても輸入・飼養等の規制や防除の推進が適切に実施されない可能性がある。

交雑種の識別は容易でない場合も多く、法律上に「交雑種」を規定したとしても、罰則の適用を含め、規制の実効性を確保できないおそれがある。